

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和4年8月19日)

[件 名]

- 令和4年度普通交付税（市町村分）の交付額について
【市町村課】・・・ 2ページ
- 鳥取県個人情報保護条例の改正案に係るパブリックコメントの実施結果について
【県民参画協働課】・・・ 4ページ
- 鳥取県×日本財団共同プロジェクト顧問団会議の開催結果について
【県民参画協働課】・・・ 6ページ
- ソーシャルイノベーション合宿の開催結果について
【県民参画協働課】・・・ 7ページ
- 「持続可能な地域づくり団体支援寄附金」の寄附募集開始について
【県民参画協働課】・・・ 8ページ
- 2巡目国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に係る島根・鳥取両県協議結果について
【スポーツ課】・・・ 10ページ
- ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会の設立について
【ねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課】・・・ 11ページ
- 令和2年国勢調査結果等を踏まえた県過疎地域持続的発展方針の改定について
【中山間地域政策課】・・・ 12ページ
- 鳥取県東部地域交通まちづくり活性化会議の設置について
【地域交通政策課】・・・ 17ページ
- 県内文化財の新規国登録について
【文化財課】・・・ 19ページ
- 日本遺産（大山）の認定継続について
【とっとり弥生の王国推進課】・・・ 21ページ

地域づくり推進部

令和4年度普通交付税（市町村分）の交付額について

令和4年8月19日
市 町 村 課

7月26日、総務大臣により、令和4年度普通交付税の交付額が決定されました。
本県における市町村分の交付額等の概要は以下のとおりです。

1 令和4年度普通交付税（市町村分）の交付額の概要

- 普通交付税の算定において、臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税は893億円となり、前年度（当初算定分）に対して△53.1億円となった。前年度（当初算定分）との比較においては全国値△10.4%に対して、本県は△5.6%となった。

<本県の決定額>

（単位：千円、%）

区分	普通交付税額				普通交付税額+臨時財政対策債(※)発行可能額			
	令和4年度 A	令和3年度 B	増減額 C(=A-B)	増減 率 D(=C/B)	令和4年度 E	令和3年度 F	増減額 G(=E-F)	増減率 H(=G/F)
市	40,726,804	40,093,885	632,919	1.6%	43,265,644	47,125,461	△3,859,817	△8.2%
町村	45,410,253	45,011,778	398,475	0.9%	46,070,984	47,525,435	△1,454,451	△3.1%
市町村分計	86,137,057	85,105,663	1,031,394	1.2%	89,336,628	94,650,896	△5,314,268	△5.6%
(参考)県分	141,771,523	139,834,133	1,937,390	1.4%	144,857,860	156,757,590	△11,899,730	△7.6%

※ 臨時財政対策債：地方一般財源の不足に対処するための特例地方債（後年度の普通交付税で全額措置予定）

※ 令和3年度の数値は当初算定分であり、再算定分は含まない。

2 本県市町村分の主な減少理由（全市町村において、対前年比減少）

(1) 主な減少理由

- 基準財政需要額（臨時財政対策債振替前） 1,548億円（△24億円）（△1.5%）

[減少要因]

- ・ 包括算定経費の減 △9.60億円
- ・ 高齢者保健福祉費の減 △7.31億円

- 基準財政収入額 653億円（+29億円）（+4.7%）

[増加要因]

- ・ 市町村民税法人税割の増 +7.80億円
- ・ 市町村民税所得割の増 +7.71億円

(2) 減少率の大きい団体 ※臨時財政対策債発行可能額を加えたもので前年度と比較

- 米子市 △9.4%：包括算定経費（人口）の減、市町村民税所得割の増等
- 鳥取市 △8.1%：社会福祉費の減、市町村民税法人税割の増等
- 境港市 △7.6%：包括算定経費（人口）の減、市町村民税法人税割の増等

【参考】県分の交付額の概要

普通交付税の算定において、臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税は、1,449億円となり、前年度（当初算定）に対して△119億円となった。

<県分の増減理由> ※臨時財政対策債発行可能額を加えたもので前年度と比較

- 基準財政需要額の減 △38億円
個別算定経費の減（△18億円）、包括算定経費の減（△11億円）、公債費の減（△9億円）等
- 基準財政収入額の増 +80億円
法人事業税の増（+35億円）、特別法人事業譲与税の増（+33億円）等

【市町村別普通交付税額】

(単位:千円、%)

区分	普通交付税決定額				普通交付税決定額+臨時財政対策債発行可能額				(参考)
	令和4年度 A	令和3年度 B	増減額 C(=A-B)	増減率 D(=C/B)	令和4年度 E	令和3年度 F	増減額 G(=E-F)	増減率 H(=G/F)	令和4年度 臨時財政 対策債発 行可能額
県分	141,771,523	139,834,133	1,937,390	1.4%	144,857,860	156,757,590	△ 11,899,730	△ 7.6%	3,086,337

鳥取市	21,105,146	21,251,687	△ 146,541	△ 0.7%	22,622,566	24,624,883	△ 2,002,317	△ 8.1%	1,517,420
米子市	9,302,941	8,611,437	691,504	8.0%	9,977,669	11,015,314	△ 1,037,645	△ 9.4%	674,728
倉吉市	7,115,357	7,130,327	△ 14,970	△ 0.2%	7,318,113	7,861,322	△ 543,209	△ 6.9%	202,756
境港市	3,203,360	3,100,434	102,926	3.3%	3,347,296	3,623,942	△ 276,646	△ 7.6%	143,936
岩美町	3,047,119	3,009,030	38,089	1.3%	3,092,615	3,178,083	△ 85,468	△ 2.7%	45,496
若桜町	1,928,960	1,942,522	△ 13,562	△ 0.7%	1,947,101	2,014,554	△ 67,453	△ 3.3%	18,141
智頭町	3,039,625	2,952,749	86,876	2.9%	3,075,358	3,087,143	△ 11,785	△ 0.4%	35,733
八頭町	4,913,810	4,841,668	72,142	1.5%	4,976,837	5,079,978	△ 103,141	△ 2.0%	63,027
三朝町	2,260,159	2,262,156	△ 1,997	△ 0.1%	2,290,330	2,377,092	△ 86,762	△ 3.6%	30,171
湯梨浜町	4,192,668	4,131,028	61,640	1.5%	4,255,268	4,370,531	△ 115,263	△ 2.6%	62,600
琴浦町	4,203,126	4,196,939	6,187	0.1%	4,272,274	4,463,234	△ 190,960	△ 4.3%	69,148
北栄町	3,549,885	3,592,293	△ 42,408	△ 1.2%	3,606,802	3,813,523	△ 206,721	△ 5.4%	56,917
日吉津村	697,378	609,357	88,021	14.4%	733,583	746,092	△ 12,509	△ 1.7%	36,205
大山町	4,738,861	4,808,090	△ 69,229	△ 1.4%	4,807,131	5,069,618	△ 262,487	△ 5.2%	68,270
南部町	3,082,089	3,083,540	△ 1,451	0.0%	3,126,491	3,251,416	△ 124,925	△ 3.8%	44,402
伯耆町	3,531,318	3,486,571	44,747	1.3%	3,587,786	3,694,587	△ 106,801	△ 2.9%	56,468
日南町	2,899,501	2,828,100	71,401	2.5%	2,928,737	2,939,758	△ 11,021	△ 0.4%	29,236
日野町	1,874,648	1,827,308	47,340	2.6%	1,894,819	1,903,856	△ 9,037	△ 0.5%	20,171
江府町	1,451,106	1,440,427	10,679	0.7%	1,475,852	1,535,970	△ 60,118	△ 3.9%	24,746
都市計	40,726,804	40,093,885	632,919	1.6%	43,265,644	47,125,461	△ 3,859,817	△ 8.2%	2,538,840
町村計	45,410,253	45,011,778	398,475	0.9%	46,070,984	47,525,435	△ 1,454,451	△ 3.1%	660,731
県計	86,137,057	85,105,663	1,031,394	1.2%	89,336,628	94,650,896	△ 5,314,268	△ 5.6%	3,199,571

【参考】全国の決定額

(単位:億円、%)

区分	普通交付税決定額				普通交付税決定額+臨時財政対策債発行可能額				(参考)
	令和4年度 A	令和3年度 B	増減額 C(=A-B)	増減率 D(=C/B)	令和4年度 E	令和3年度 F	増減額 G(=E-F)	増減率 H(=G/F)	令和4年度 臨時財政 対策債発 行可能額
道府県分	91,042	89,276	1,766	2.0%	100,586	121,697	△ 21,111	△ 17.3%	9,543
市町村分	78,662	74,645	4,017	5.4%	86,924	97,021	△ 10,097	△ 10.4%	8,261
計	169,705	163,921	5,783	3.5%	187,510	218,718	△ 31,208	△ 14.3%	17,805

*表示単位未満四捨五入しているため、項目ごとの数値と合計は一致しない。

鳥取県個人情報保護条例の改正案に係るパブリックコメントの実施結果について

令和4年8月19日
県民参画協働課

鳥取県個人情報保護条例の見直しに当たり、広く県民の意見を求めるため、パブリックコメント及び県政参画電子アンケートを実施しましたので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントの実施結果

- (1) 意見募集期間 令和4年7月28日(木)から8月10日(水)まで(14日間)
- (2) 意見募集方法 とりネット、新聞広告、電子アンケート、県の主要機関及び市町村窓口
- (3) 意見総数 14件(提出者10名)
- (4) 主な意見と対応方針

<対応の区分> 盛込済(◎) 反映(○) 今後検討(△) その他(ー)

主な意見の概要	対応案	対応
死者の個人情報について、法律で保護されないのであれば、条例で保護し、適切に取り扱ってほしい。	県では独自に条例で死者(死後)の個人情報を保護するための制度を設ける。	◎
最近、県の個人情報の漏えいのニュースをよく目にするので、個人情報の管理をしっかりとしてほしい。	県では、個人情報保護に関する研修、業務適正化(内部統制)における各所属での自己点検、近年流出事故が発生した所属等への実地検査、ヒアリング等を行い、不適切な取扱いとならないよう努めている。引き続きこの取り組みを徹底する。	◎
個人情報保護条例の改正に連動して情報公開条例の改正も行われるとのことだが、鳥取県独自で積極的に情報開示に取り組んできた条例の趣旨を損なうことがないようにしてほしい。	今回の情報公開条例の改正により、開示範囲が狭まることはない。引き続き積極的な情報開示に努める。	◎
条例の名称を「鳥取県の保有する個人情報の保護について職員に義務を課す条例」としてはどうか。	本条例は県が保有する個人情報の取扱い全般について規定する条例であることから、条例の名称は「鳥取県個人情報保護条例」とするのが適切であると考えている。	ー
自分の個人情報を県が保有しているかどうか分かるようにしてほしい。	本県では、改正個人情報保護法において義務付けられる、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿の作成・公表に加え、1,000人未満の個人情報ファイルについても、独自の条例個人情報ファイル簿を作成・公表し、県民が、県が保有する個人情報の取扱状況を知ることができるようにする予定である。人数にかかわらず、県が保有する個人情報をどのように取り扱っているか説明・公表することは県として当然の責務と考えている。	◎
条例個人情報ファイル簿を作成・公表しても誰も見ないし、自らの個人情報がどのように利用されているかは、担当課に聞くなり、開示請求した方が早いので、絶対に要らないと思う。		ー

2 県政参画電子アンケートの概要

- (1) テーマ 個人情報保護制度に関する意識調査
- (2) 実施期間 令和4年8月4日(木)から同月15日(月)まで(12日間)
- (3) 対象 県政参画電子アンケート会員(701名)
- (4) 回答数 399名(回答率56.91%)
- (5) アンケート結果の概要

項目	回答	
個人情報保護制度全般について		
個人情報保護の問題について、どの程度の関心を持っているか。	1 関心がある 2 まあ関心がある 3 あまり関心がない 4 ほとんど（全く）関心がない 5 どちらとも言えない 6 わからない	37.6% 44.9% 10.3% 3.5% 3.0% 0.7%
県が個人情報保護を推進していくに当たって、どのような施策が必要か。	1 個人情報保護制度の普及啓発活動 2 県が保有する個人情報の安全管理措置（漏えい防止対策等）の徹底 3 県が保有する個人情報の取扱いルール（プライバシーポリシー）の公表 4 県が保有する個人情報の取扱いに関する相談窓口の充実 5 県内の事業者に係る個人情報の取扱いに関する相談窓口の充実 6 特にな 7 その他	20.7% 41.4% 21.1% 6.2% 6.1% 3.6% 0.9%
県が保有する個人情報の取扱いについて		
情報漏えい、目的外の利用、第三者への提供、不正な取得などが行われていないかなど、県行政における個人情報の取扱いについて不安を感じることもあるか。	1 強く感じる 2 ある程度感じる 3 あまり感じない 4 ほとんど（全く）感じない 5 わからない	17.3% 41.1% 27.6% 8.8% 5.2%
県が保有するビッグデータ（個人が識別できないよう加工した情報）の活用についてどのように考えるか。	1 豊かな県民生活の実現に資するものであれば、積極的に活用すべき 2 豊かな県民生活の実現に資するものであれば、必要最小限の範囲で活用してもよい 3 豊かな県民生活の実現に資するものであっても、活用しない方がよい 4 わからない	27.6% 54.4% 8.5% 9.5%
災害救助や防災、防犯のために県が保有する被災者や高齢者、障がい者の情報を、県内の他の自治体や自主防災・防犯組織といった関係団体と共有することをどのように考えるか。	1 災害救助や防災、防犯のためであれば、積極的に共有・活用すべき 2 災害救助や防災、防犯のためであれば、必要最小限の範囲で共有・活用してもよい 3 災害救助や防災、防犯のためであっても、共有・活用しない方がよい 4 わからない	24.1% 63.4% 8.0% 4.5%
自身が亡くなった後、残された県が保有する個人情報の取扱いについてどのように考えるか。	1 亡くなった後も引き続き自分の個人情報は適正に取り扱ってほしい 2 亡くなった後、自分の個人情報がどう取り扱われようが関心はない 3 わからない	85.2% 7.3% 7.5%
民間が保有する個人情報の取扱いについて		
情報漏えい、目的外の利用、第三者への提供、不正な取得などが行われていないかなど、民間における個人情報の取扱いについて不安を感じることもあるか。	1 強く感じる 2 ある程度感じる 3 あまり感じない 4 ほとんど（全く）感じない 5 わからない	35.3% 49.4% 9.3% 3.7% 2.3%

3 今後の予定

令和4年11月 条例改正案を11月定例県議会に提案

令和5年 4月1日 改正条例の施行

鳥取県×日本財団共同プロジェクト顧問団会議の開催結果について

令和4年8月19日

県民参画協働課

鳥取県と日本財団が、平成27年の協定締結から6年間かけて進めてきた共同プロジェクトの取組について、県内全市町村長と県内大学や民間団体から構成される顧問団員で評価・確認する顧問団会議を開催しました。

- 1 日時 令和4年7月26日(火) 午後2時～4時
- 2 場所 ホテルセントパレス倉吉 2階 (ケンジントン&チェルシー)
- 3 出席者 知事、日本財団 笹川会長、尾形理事長、吉倉常務、木田部長、(株)不二家山田会長
県内市町村、鳥取県ハイヤー・タクシー協会、鳥取県看護協会等 民間14団体

※ 感染防止のため、会場には日本財団と知事、山田団長のほか、本人出席の首長様に限定し、市町村の代理出席者、随行者、民間委員の皆様にはオンラインにより出席して頂くハイブリッド方式で開催

4 内容

(1) 開会挨拶 (知事)

(2) 報告事項

○鳥取県×日本財団共同プロジェクトの取組実績の報告 総額 約 25 億円

- a) 中山間の生活支援 136,871 千円 (岩美なだばた、ホームランド多里、江府移動販売車 ほか)
- b) 住民参加の健康づくり 42,220 千円 (認知症予防プログラム、まめんなかえ師範の育成 ほか)
- c) 地域交通モデルの形成 535,960 千円 (UDタクシーの導入、共助交通の取組推進 ほか)
- d) 障がい者スポーツ拠点 387,733 千円 (障がい者スポーツ人材育成拠点ノバリアの整備 ほか)
- e) 働く障がい者の活躍 346,450 千円 (ワークコーポ鳥取の受注体制構築、新事業展開支援 ほか)
- f) 医療的ケア児と家族の地域生活支援 430,300 千円 (博愛こどもクリニック、こすもす ほか)
- g) 在宅看取りモデルの形成 264,470 千円 (大山映画製作、智頭町在宅ケア複合拠点整備 ほか)
- h) 地域を支える人材の育成支援等 234,292 千円 (研修派遣、活動団体助成、情報発信 ほか)

○日本財団木田部長による報告 (株)日本総研による事業評価結果)

・事業評価結果について：取組全体の評価 レベル A (優良である)

〔評価点:全国モデルとなる先駆的取組の創出、行政だけでは対応困難な不確実性の高い取組に対応できた〕
〔要改善点:県・財団の他関係者を巻き込んだ情報発信等の不足、採択までの意志決定過程の透明化が必要〕

(3) 意見交換 (主な意見) 出席者の皆様から日本財団への感謝の言葉を頂きました

- ・永江団地での取組は、これからの日本の高齢化社会のモデルとなったと思う。県営住宅活用や共助交通、フレイル対策も含めて、今後全市へと展開したい (米子市長)
- ・6年間の取組で子どもがまちづくりに関する仕組みや共助交通の取組もできた。挑戦的な取組への財団支援が成果を出すことで町の予算化につながった。(大山町長)
- ・医療的ケア児を含む地域生活の支援を担う看護人材の育成ができた。(看護協会)
- ・UD タクシー研修でヘルパーに頼らず高齢者が外出できる生活が実現した (H/Tax協会)

(4) 総括評価 (日本財団 笹川会長)

- ・鳥取の人々の優しさ・包容力で財団を受け入れて頂いたことに驚きと感謝を申しあげる。これが本来の日本の良さなのだと思われ鳥取県を通じて再認識した。
- ・コロナ禍の中で首長の皆様に集まって頂いたことに関心の高さと重さを感じる。
- ・県との共同プロジェクトは一つの区切となったが、財団ホームページや職員を通じ様々な情報を皆様に伝えることができると思うので、今後も財団を利用してもらいたい。

(5) 閉会あいさつ (顧問団長 (株)不二家 山田会長)

- ・日本財団の支援で鳥取県の新しい未来を拓くことに繋がった。プロジェクトは終了したが、この取組が拡大・継続するよう財団に甘えることなく自立した取組を目指したい。

5 その他

日本財団笹川会長と顧問団長を務めて頂いた(株)不二家の山田会長に対し、知事からそれぞれ感謝状と記念品を贈りました。



日本財団 笹川会長へ贈呈



顧問団長 (株)不二家 山田会長へ贈呈

ソーシャルイノベーション合宿の開催結果について

令和4年8月19日
県民参画協働課

日本財団との共同プロジェクトによる、地域を担う若い人材を育成する取組の理念を引き継ぎ、県内の高校生、大学生等を対象とした「ソーシャルイノベーション合宿」を初開催しました。

1 日 時

令和4年7月30日（土）～31日（日）

2 場 所

オンライン開催

（「大山青年の家」で宿泊型研修を実施する予定であったが、県西部に新型コロナ警報が発令されたことから、オンライン開催へ変更）

3 参加者

大学生9名（鳥取大学、島根大学、岡山大学）、高校生13名（倉吉東高校、鳥取中央育英高校、米子東高校、米子高校、青翔開智高校）

4 合宿内容

全国の地域活性化プロジェクトに携わっておられる大学教授を特別講師に、地域で活躍されている若い活動者をアドバイザーに迎えた講演や、ワークシートをもとに参加者同士で意見交換しながら、自分のやりたいことを見つけたり、同じ思いを持つ仲間と出会えるプログラムを実施した。

<1日目（30日）午前10時50分～午後6時>

- (1) 特別講師による講話（慶應義塾大学 総合政策学部 玉村 雅敏 教授）
 - ・活動には社会関係資本としての「人とのつながり」が重要であること
 - ・ソーシャルイノベーションは大きな社会変革というより日常の改善に近いこと
- (2) アドバイザー講演
 - a) 井筒耕平さん（木質バイオマスを活用した雇用創出や産業振興の活動を展開）
 - ・専門性の大切さと、手段と目的を間違わないことの重要性などについて講演
 - b) 亀井智子さん（米子の商店街活性化に尽力されているデザイン会社代表）
 - ・行動の大切さと、物事をやり遂げる強い意志の必要性などについて講演
 - c) 酒本勇太さん（鳥取の良さを発信するサイト「とっとりずむ」の開設者）
 - ・様々な体験やユーモアの大切さ、人との出会いの重要性について講演
- (3) 個別ミーティング・グループワーク①
 - ・アドバイザーとの1対1の相談時間を設け、自らの将来展望を相談する。
 - ・自らのこれまでの人生を振り返り、元気が出た場面や失った状況を再確認する。
 - ・これから仕事を選択するうえで何を重視するか、選んだ理由と併せて確認する。
- (4) 交流タイム
 - ・参加者同士が日頃感じていることの共有や、アドバイザー等への質問時間

<2日目（31日）午前11時～午後3時>

- (5) グループワーク②
 - ・現在の自分の状況と過去の自分の状況を見比べて価値観や強みを整理し、そこから描く私の理想像と、そのための行動を記載。作成中途であっても参加者同士で共有し、内容を充実させていく研修
- (6) 発 表
 - ・アドバイザーへの相談や、グループワークを通じて自ら整理した内容を発表する。

5 参加者へのアンケート結果（参加前後での変化など）

- ・インプットとアウトプットを繰り返す中で自分の考えや価値観を磨くことができた（大学生）
- ・様々な方々の話を聞いて地域活性化の活動に参加する経験を積みたい意欲が湧いた（高校生）
- ・周りの人への関心が薄かったが、参加者の熱い思いや将来の希望に触発された（高校生）
- ・話す機会や発表を通じて自分の考えを他人へ伝える良い経験になった（高校生）
- ・自分以外の方の挑戦や活動を知って自分も頑張る意識が芽生えた（高校生）

「持続可能な地域づくり団体支援寄附金」の寄附募集開始について

令和4年8月19日
県民参画協働課

県内NPO法人や市民団体などが、自らの活動の社会的意義や成果などの広報によって、県へのふるさと納税の方法を通じて全国の個人（寄附者）から寄附を集める「持続可能な地域づくり団体支援寄附金（令和4年度新規事業）」の寄附募集を9月10日から開始します。

1 寄附金制度の概要

全国の個人（寄附者）が、県が予め登録している県内の地域づくり団体（以下「登録団体」という。）を指定して、ふるさと納税の方法により寄附していただいた額の4/5相当額を県から当該登録団体へ交付する。

※ 寄附の受付はふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」上に各登録団体の寄附募集ページを作成して行います。

2 寄附募集のスケジュール

＝これまでの取組＝

令和4年4月13、14日	寄附金制度説明会の開催（オンライン）
4月18日～	登録団体の募集
6月16日	登録団体向け第1回研修会（オンライン） 内容：寄附募集ページの作成に当たってのポイント等 (寄附募集のターゲット、寄附者にアピールできる活動の洗い出し)
7月22日	登録団体向け第2回研修会（オンライン） 内容：寄附募集の広報の考え方・手法等

＝今後の取組(予定)＝

8月～	寄附募集用パンフレットの作成・配布、登録団体を通じた盆帰省者への周知や県外本部・移住相談窓口での配布
9月10日	とっとり県民の日イベントと併せた寄附募集の広報 寄附募集の開始（「ふるさとチョイス」上に寄附募集ページを開設）
9月以降	登録団体が行うイベント（ウォーキングイベント、まちづくりイベントなど）を通じた広報 インターネットサイトを活用した広報 県主催イベント（とっとり元気フェス等）での広報

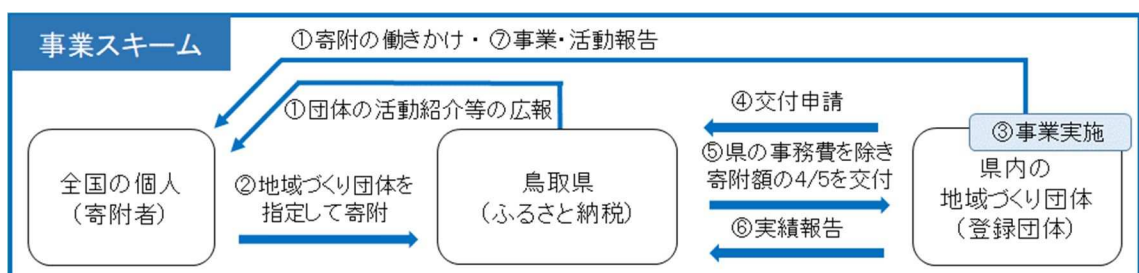
3 登録団体

22団体（8月4日時点、随時募集中）

<登録団体（特徴的な寄附金の使い道）>

- ・ NPO法人まちアートとっとり：県内のアーティスト・イン・レジデンス（※）の取組支援
※アーティストを地域に招き滞在中に制作活動を行ってもらうアートプロジェクト
- ・ （一社）支え愛ネットながえ：高齢者・子どもの居場所となるコミュニティ拠点の整備
- ・ ガールスカウト鳥取県第4団：使い終わったランドセルをアフガニスタンの子どもへ寄贈
- ・ NPO法人鳥取・森のようちえん・風りんりん：地域交流の場となる野外クッキング場の整備
- ・ とっとり県美応援団：鳥取県立美術館開館に向けた美術館ボランティア募集の広報費

<参考 事業の流れ>



寄附募集の方法は、地域づくり団体の活動規模等に応じて2つのタイプを用意

区分	【タイプ1】 協賛型ふるさと納税タイプ	【タイプ2】 ガバメントクラウドファンディングタイプ
想定する団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着して活動する団体 ・活動・団体規模が小さい団体 ・既存の寄附基盤がない又は乏しい団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・県全域や県外など広範囲で活動する団体 ・活動・団体規模が大きい団体 ・既存の寄附基盤が一定程度ある団体
対象となる事業	地域づくり団体の支援者が取り組む公益的で、県民の便益につながるNPO法に掲げる20分野（※）又は社会貢献を行う事業	
対象となる団体	NPO法に掲げる20分野の活動（※）又は社会貢献活動を行う非営利団体	
	50団体を想定	10団体を想定
一団体あたりの目標金額	設定金額なし	設定金額 1,000千円以上
返礼品	なし (対価性のないお礼状、事業報告書等を返礼品とする。)	あり (対価性のある返礼品を活用可能)

※NPO法に掲げる20分野の活動（抜粋）

保健・医療・福祉、まちづくりの推進、観光の振興、農山漁村又は中山間地域の振興、
学術・文化・芸術・スポーツの振興、環境の保全、子どもの健全育成 など

2 巡目国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に係る島根・鳥取両県協議結果について

令和4年8月19日
ス ポ ー ツ 課

8月17日、鳥取・島根両県の知事及びスポーツ協会代表者で、2巡目国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に係る4者協議を行いました。

協議では、鳥取大会・島根大会における相互のスポーツ施設を活用した大会開催への協力、宿泊・交通対策、人材育成における相互協力等について合意しました。

今後、鳥取県でも、島根県と協力しながら開催準備を進めていくこととしています。

- 1 日 時 8月17日(水) 午後1時30分から1時45分まで
- 2 場 所 米子ワシントンホテルプラザ
- 3 出席者 鳥取県：平井知事、(公財)鳥取県スポーツ協会 林 昭男 会長
島根県：丸山 達也 知事、(公財)島根県スポーツ協会 安井 克久 専務理事
- 4 内 容 両県の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けた意見交換
 - ・スケジュール・準備状況の共有
 - ・課題や今後の方向性の確認(会場施設の相互融通、宿泊・交通対策、運営要員の育成等)

<両県での合意事項>

- ・島根大会における一部競技の鳥取開催に対する鳥取県の協力
- ・鳥取大会における一部競技の島根開催に対する島根県の協力
- ・宿泊・交通対策における相互協力
- ・人材育成に係る相互協力
- ・開催準備に係るノウハウの相互提供

<主なコメント>

○平井知事

- ・両県とも会場施設の確保で悩みを抱える。鳥取県の場合、輸送バスも県内だけでは不足。大会は行楽シーズンと重なることから宿泊施設の確保も課題。
- ・鳥取と島根は3年違い。鳥取県でも、今年度、準備委員会の立上げを計画している。道路や鉄道も高速化されており、両県でリソースをすり合わせしながら協力して進めていきたい。

○丸山知事

- ・島根県では、順次、開催地の選定を進めているところだが、施設が開催基準に合わない、そもそも施設がないなど課題もある。そのような中で、鳥取県にも施設の確保に協力していただき感謝。相互に出てくる課題でもあり、今後お互いに協力していきたい。
- ・島根県は3年先行。随時共有しながら両大会を成功裡に導きたい。
- ・バスや宿泊についても、相互に協力していきたい。

○鳥取県スポーツ協会 林会長

- ・人口減少で競技団体も体力が低下する。選手・指導者だけでなく運営要員の養成も課題。お互いに協力しながら必要な資格を取得できるようにするなど、情報共有しながら一緒になって取り組んでいきたい。

○島根県スポーツ協会 安井専務理事

- ・島根大会も会場地が決まりつつあり、これから整備計画の策定に移っていくところだが、倉吉のスポーツライミング施設、米子の県立武道館の弓道遠的場のような施設は島根にはない。逆にアイススケート場は島根にある、相互に融通しながら強化・人材育成に繋げていきたい。

→(平井知事)人材育成は協力できるのではないかと。両県でリソースを共有して、競技団体間で調整していきたい。

(参考) 今後のスケジュール

- 令和4(2022)年 準備委員会の立ち上げ
(11年前)
- 令和10(2028)年 国民スポーツ大会(国スポ)開催申請書の提出、鳥取国スポ開催の内定
(5年前)
- 令和12(2030)年 島根国スポ等開催
(3年前) 鳥取国スポ等の開催決定、国スポ等実行委員会設立
- 令和15(2033)年 鳥取国スポ等開催

ねりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会の設立について

令和4年8月19日
ねりんピック・関西 WMG 推進課

令和6年10月19日(土)から22日(火)に鳥取県で開催される「第36回全国健康福祉祭とっとり大会・ねりんピックはばたけ鳥取2024」県実行委員会の設立総会を開催しました。

実行委員会の立ち上げにより、2年後の大会開催に向けて本格的に準備を進めて参ります。

【設立総会等】

- 1 日時 8月1日(月) 午後1時から1時40分まで
- 2 場所 白兔会館(鳥取市内)
- 3 議事 ねりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会の設立
実行委員会会則について
令和4年度事業計画・収支予算について
常任委員会への委任事項について



(感染防止対策のため会場参加は常任委員14名、その他はオンライン参加)

<実行委員会構成> 152名

- [自治体] 知事、副知事、県議会議長、副議長、県議会地域づくり県土警察常任委員会委員長、県議会福祉生活病院常任委員会委員長、スポーツ振興議員連盟会長、各市町村長、市長会、町村長会、市議会議長会、町村議会議長会
- [競技団体] 県卓球協会、県グラウンド・ゴルフ協会、県eスポーツ協会など大会開催種目(29種目)の代表者
- [スポーツ/文化] 県スポーツ協会、県レクリエーション協会、県スポーツ推進委員協議会、県文化団体連合会 等
- [経済/観光物産] 県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会、日本青年会議所中国地区鳥取ブロック協議会、県銀行協会、県信用金庫協会、県農業協同組合中央会、県漁業協同組合、県森林組合連合会、県建設業協会、中国電力鳥取支社、NTT西日本鳥取支店、観光連盟、物産協会、県旅行業協会、日本旅行業協会中四国支部鳥取地区
- [交通] 県バス協会、県ハイヤータクシー協会、JR西日本米子支社、智頭急行、若桜鉄道、全日本空輸山陰支店、鳥取空港ビル
- [医療保健/衛生] 県医師会、県看護協会、県栄養士会、県調理師連合会、県旅館ホテル生活衛生同業組合、県国保連合会 等
- [福祉] 県社会福祉協議会、県老人クラブ連合会 等
- [社会] 県連合婦人会、県公民館連合会、県民活動活性化センター 等
- [教育] 県小学校長会、県中学校長会、県高等学校長協会、私立学校協会、鳥取大学、環境大学、鳥取短期大学鳥取看護大学 等
- [消防] 県消防長会 [労働] 県シルバー人材センター連合会、日本労働組合総連合会鳥取県連合会 [参与] 各報道機関

- 4 大会テーマ最優秀賞作品表彰式
 - ①鳥取東高等学校書道部による大会テーマ書道作品の披露
大会に向けた応援メッセージの披露
 - ②受賞者(大会テーマ作者)への感謝状の贈呈と副賞の披露



(鳥取東高書道部員、県社会福祉協議会会長、知事による除幕)

【常任委員会】

- 1 日時 8月1日(月) 午後1時45分から2時まで
- 2 場所 白兔会館(鳥取市内)
- 3 議事 専門委員会規程について
実行委員会事務局規程について

<参考> 「第36回全国健康福祉祭とっとり大会」について

“ねりんピック”の愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」は、60歳以上の方々を中心として、あらゆる世代の人が楽しみ、交流を深めることができる健康と福祉の総合的な祭典です。

- 主催：厚生労働省、鳥取県、一般財団法人長寿社会開発センター
- 共催：スポーツ庁
- 会期：令和6年10月19日(土)～22日(火)
- テーマ：咲かせよう 砂丘に長寿と 笑みの花
- 内容：開会式10月19日(土) ヤマタスポーツパーク陸上競技場 閉会式10月22日(火) とりぎん文化会館
- ・スポーツ交流大会10種、ふれあいスポーツ交流大会13種、文化交流大会6種の計29種目を19市町村で開催
- ・地域文化伝承館(伝統文化や地域活動、特産等)、健康フェア(健康・運動・食生活等)、ふれあいニュースポーツ(健康づくりに役立つニュースポーツ等)、音楽文化祭、ふれあい広場(参加・体験型イベント)など

令和2年国勢調査結果等を踏まえた県過疎地域持続的発展方針の改定について

令和4年8月19日
中山間地域政策課

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第7条に基づき令和3年8月に策定した「鳥取県過疎地域持続的発展方針」（以下、「県過疎方針」という。）について、令和2年国勢調査結果の反映及び過疎指定地域の追加（令和4年4月1日公示）等の対応を行うため改定しましたので報告します。

1 改定内容

(1) 令和2年国勢調査結果の反映、過疎指定地域の追加に関する対応

＜主な内容＞

- ・県内の過疎指定地域の面積、人口、上下水道普及率等の修正

＜令和4年4月1日追加指定地域＞

- ・鳥取市（旧福部村）：旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村、旧青谷町に加え、旧福部村が指定。
- ・八頭町（全域）：旧船岡町、旧八東町の一部指定から、八頭町全域が指定。
- ・湯梨浜町（旧東郷町）：旧泊村に加え、旧東郷町が指定。
- ・琴浦町（全域）：旧赤碓町に加え、旧東伯町が対象となり、琴浦町全体が指定。

※ 令和4年4月1日以降の本県における過疎地域（15市町20地域 ※（ ）は一部過疎）
鳥取市（旧福部村、旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村、旧青谷町）、倉吉市（旧関金町）、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町（旧東郷町、旧泊村）、琴浦町、北栄町（旧大栄町）、大山町、伯耆町（旧溝口町）、日南町、日野町、江府町

(2) その他所要の変更

2 改定日（公表日）

令和4年8月2日（火） ※県ホームページにより公表

3 今後の対応等

県過疎方針に基づき、議会承認を経て定めることとされている市町村過疎地域持続的発展計画について、令和2年国勢調査結果の反映その他の変更を行うものの事前協議を受け付け、その円滑な改定に協力する。

鳥取県過疎地域持続的発展方針 変更箇所対照表

変更箇所 (変更後案の頁、 行)	新たな方針案	現行方針
<p>一 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項 (1) 過疎地域の現状と問題点 (P.1)</p>	<p>本県の過疎地域は、鳥取市（旧 <u>福部村、河原町、用瀬町、佐治村、青谷町</u>）、倉吉市（旧 <u>関金町</u>）、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町（旧 <u>泊村、東郷町</u>）、琴浦町、北栄町（旧 <u>大栄町</u>）、大山町、伯耆町（旧 <u>溝口町</u>）、日南町、日野町、江府町の2市13町の<u>20</u>地域（令和4年4月1日現在）が指定され、総面積<u>2,559</u>平方キロメートル、人口<u>124,508</u>人（令和2年10月1日現在）で、面積は県全体の<u>73.0</u>%、人口は<u>22.5</u>%を占めている。</p> <p>本県の人口は、昭和50年以降増加傾向にあったが、昭和60年以降は減少傾向が続いている。</p> <p>他方、過疎地域の人口は、経済の高度成長を背景に大きく減少し、昭和50年代は小幅な減少であったが、昭和60年以降減少率が拡大傾向を示している。特に近年、若年層を中心に、都市部への人口流出が続いている。このため、過疎地域においては少子高齢化が急速に進んでおり、<u>令和2</u>年における年齢別人口を見ると、65歳以上の高齢者比率は<u>40.31</u>%となっている。逆に15～29歳の若年層の人口比率を見ると、平成<u>27</u>年の<u>10.49</u>%から<u>9.6</u></p>	<p>本県の過疎地域は、鳥取市（旧 <u>河原町、佐治村、用瀬町、青谷町</u>）、倉吉市（旧 <u>関金町</u>）、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町（旧 <u>船岡町、八東町</u>）、三朝町、湯梨浜町（旧 <u>泊村</u>）、琴浦町（旧 <u>赤碓町</u>）、北栄町（旧 <u>大栄町</u>）、大山町、伯耆町（旧 <u>溝口町</u>）、日南町、日野町、江府町の2市13町の<u>19</u>地域（令和3年4月1日現在）が指定され、総面積<u>2,348</u>平方キロメートル、人口<u>106,520</u>人（平成27年10月1日現在）で、面積は県全体の<u>65.8</u>%、人口は<u>18.5</u>%を占め、<u>過疎地域の面積割合は全国で7番目の高さ、人口密度は全国で11番目の低さとなっている。</u></p> <p>本県の人口は、昭和50年以降増加傾向にあったが、昭和60年以降は減少傾向が続いている。</p> <p>他方、過疎地域の人口は、経済の高度成長を背景に大きく減少し、昭和50年代は小幅な減少であったが、昭和60年以降減少率が拡大傾向を示している。特に近年、若年層を中心に、都市部への人口流出が続いている。このため、過疎地域においては少子高齢化が急速に進んでおり、<u>平成27</u>年における年齢別人口を見ると、65歳以上の高齢者比率は<u>37.5</u>%となっている。逆に15～29歳の若年層の人口比率を見ると、平成<u>22</u>年の<u>11.6</u>%から<u>10.2</u></p>

0%へと減少している。

このように過疎地域については、人口減少・高齢化を背景とした地域の後継者の不足に加え、経済・産業基盤の縮小等もあって、地域資源を活用し特色ある地域づくりを通じて過疎地域の持続的発展を進める上での大きな課題となっている。

へと減少している。

このように過疎地域については、人口減少・高齢化を背景とした地域の後継者の不足に加え、経済・産業基盤の縮小等もあって、地域資源を活用し特色ある地域づくりを通じて過疎地域の持続的発展を進める上での大きな課題となっている。

表-1 過疎地域の人口の推移

(単位：人)

区分	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
過疎地域	190,947	189,877	188,556	182,808	175,752	167,157	158,072	146,690	135,059	124,508
	100.0	99.44	98.75	95.74	92.04	87.54	82.78	76.82	70.73	65.21
全県	581,311	604,221	616,024	615,722	614,929	613,289	607,012	588,667	573,441	553,407
	100.0	103.94	105.97	105.92	105.78	105.50	104.42	101.27	98.65	95.20

- 注) 1 データは国勢調査による。
 2 令和4年4月時点の過疎地域について昭和50年まで遡って算出。
 3 下段は、昭和50年を100とした場合の指数を表示。

表-1 過疎地域の人口の推移

(単位：人)

区分	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
過疎地域	158,428	156,955	155,217	150,036	143,121	135,041	126,484	116,486	106,520
	100.0	99.07	97.97	94.70	90.33	85.23	79.83	73.52	67.23
全県	581,311	604,221	616,024	615,722	614,929	613,289	607,012	588,667	573,441
	100.0	103.9	105.9	105.9	105.7	105.5	104.4	101.2	98.6

- 注) 1 データは国勢調査による。
 2 令和3年4月時点の過疎地域について昭和50年まで遡って算出。
 3 下段は、昭和50年を100とした場合の指数を表示。

表-2 過疎地域の高齢者比率の推移

(単位：%)

区分	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
過疎地域	13.46	15.04	16.89	20.01	24.05	27.86	30.62	32.66	36.59	40.31
全県	11.14	12.33	13.74	16.21	19.26	22.04	24.09	26.32	29.71	32.46

- 注) 1 データは国勢調査による。
 2 令和4年4月時点の過疎地域について昭和50年まで遡って算出。

表-2 過疎地域の高齢者比率の推移

(単位：%)

区分	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
過疎地域	13.6	15.2	17.1	20.3	24.6	28.6	31.5	33.8	37.8
全県	11.1	12.3	13.7	16.1	19.2	22.0	24.0	26.0	29.4

- 注) 1 データは国勢調査による。
 2 令和3年4月時点の過疎地域について昭和50年まで遡って算出。

	<p>表-3 過疎地域の若年者比率の推移 (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>S50</th> <th>S55</th> <th>S60</th> <th>H2</th> <th>H7</th> <th>H12</th> <th>H17</th> <th>H22</th> <th>H27</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過疎地域</td> <td>20.02</td> <td>18.56</td> <td>15.89</td> <td>14.38</td> <td>14.23</td> <td>14.80</td> <td>13.98</td> <td>12.20</td> <td>10.49</td> <td>9.60</td> </tr> <tr> <td>全県</td> <td>21.76</td> <td>19.41</td> <td>17.45</td> <td>17.19</td> <td>17.49</td> <td>17.70</td> <td>16.33</td> <td>14.20</td> <td>13.11</td> <td>12.53</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 データは国勢調査による。 2 令和4年4月時点の過疎地域について昭和50年まで遡って算出。</p>	区分	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H32	過疎地域	20.02	18.56	15.89	14.38	14.23	14.80	13.98	12.20	10.49	9.60	全県	21.76	19.41	17.45	17.19	17.49	17.70	16.33	14.20	13.11	12.53	<p>表-3 過疎地域の若年者比率の推移 (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>S50</th> <th>S55</th> <th>S60</th> <th>H2</th> <th>H7</th> <th>H12</th> <th>H17</th> <th>H22</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過疎地域</td> <td>19.8</td> <td>18.4</td> <td>15.7</td> <td>14.2</td> <td>14.0</td> <td>14.6</td> <td>13.7</td> <td>11.9</td> <td>10.1</td> </tr> <tr> <td>全県</td> <td>21.7</td> <td>19.4</td> <td>17.4</td> <td>17.1</td> <td>17.4</td> <td>17.6</td> <td>16.3</td> <td>14.0</td> <td>13.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 データは国勢調査による。 2 令和3年4月時点の過疎地域について昭和50年まで遡って算出。</p>	区分	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	過疎地域	19.8	18.4	15.7	14.2	14.0	14.6	13.7	11.9	10.1	全県	21.7	19.4	17.4	17.1	17.4	17.6	16.3	14.0	13.0
区分	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H32																																																							
過疎地域	20.02	18.56	15.89	14.38	14.23	14.80	13.98	12.20	10.49	9.60																																																							
全県	21.76	19.41	17.45	17.19	17.49	17.70	16.33	14.20	13.11	12.53																																																							
区分	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27																																																								
過疎地域	19.8	18.4	15.7	14.2	14.0	14.6	13.7	11.9	10.1																																																								
全県	21.7	19.4	17.4	17.1	17.4	17.6	16.3	14.0	13.0																																																								
<p>二 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項 5 生活環境の整備 (1)生活環境の維持保全 (P.10)</p>	<p>良好な生活環境の維持保全のため、紙ごみやプラスチックごみ等の分別の徹底、生ごみの水切りの徹底や堆肥化など、家庭及び事業所で取り組む排出抑制対策の普及を図り、地域の状況に応じた廃棄物の発生抑制やリサイクル率向上を推進していく。</p>	<p>良好な生活環境の維持保全のため、紙ごみ等の分別の徹底、生ごみの水切りの徹底や堆肥化など、家庭及び事業所で取り組む排出抑制対策の普及を図り、地域の状況に応じた廃棄物の発生抑制やリサイクル率向上を推進していく。</p>																																																															
<p>二 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項 5 生活環境の整備 (3)簡易水道、</p>	<p>過疎地域の水道は、簡易水道を中心に整備が進められ、令和2年3月末現在の普及率は、県平均の97.8%（飲料水供給施設は除く。）に比べ92.3%（全部過疎指定の地域の普及率）にとどまっていると同時に、普及施設でも老朽化している施設が多い。未普及地区の解消や老朽化対策に当たっては、地域の実情を踏まえながら、既設水道との統合整備等を促進する。 生活排水処理施設は、過疎市町の全てが整備に着手し、普及率は</p>	<p>過疎地域の水道は、簡易水道を中心に整備が進められ、平成30年3月末現在の普及率は、県平均の97.8%（飲料水供給施設は除く。）に比べ89.1%（全部過疎指定の地域の普及率）にとどまっていると同時に、普及施設でも老朽化している施設が多い。未普及地区の解消や老朽化対策に当たっては、地域の実情を踏まえながら、既設水道との統合整備等を促進する。 生活排水処理施設は、過疎市町の全てが整備に着手し、普及率は</p>																																																															

生活排水処理施設の整備 (P.10)	令和2年3月末時点で <u>96.8%</u> （全部過疎指定の地域の普及率）と、県平均 <u>95.0%</u> を上回っているが、水質保全、衛生環境の向上を図るため、今後も地域の状況に応じた効率的な整備を進めていく。	令和元年3月末時点で <u>95.6%</u> （全部過疎指定の地域の普及率）と、県平均 <u>94.8%</u> を上回っているが、水質保全、衛生環境の向上を図るため、今後も地域の状況に応じた効率的な整備を進めていく。
-----------------------	--	--

※変更の内容に合わせて適宜加工して構いません。また、複数頁にわたっても構いません。この様式により難しい場合は、任意様式で作成してください。

鳥取県東部地域交通まちづくり活性化会議の設置について

令和4年8月19日
地域交通政策課

県東部地域全体のまちづくりと連動した公共交通のあり方を協議する「鳥取県東部地域交通まちづくり活性化会議」を設立し、今後の進め方等について協議しましたので、その概要を報告します。

1 日時 令和4年7月26日（火）12時20分～12時45分

2 場所 オンライン会議

3 出席者

（交通事業者）西日本旅客鉄道株式会社 理事米子支社長 佐伯 祥一
智頭急行株式会社 代表取締役社長 城平 守朗
若桜鉄道株式会社 代表取締役専務 矢部 雅彦（代理）
日ノ丸自動車株式会社 代表取締役社長 中島 文明
日本交通株式会社 代表取締役 澤 志郎
鳥取県ハイヤータクシー協会 会長 澤 耕司

（自治体）鳥取市長 深澤 義彦
岩美副町長 田中 祥一（代理）
智頭町長 金兒 英夫
八頭町長 吉田 英人
若桜町長 上川 元張
鳥取県知事 平井 伸治



鳥取県東部地域交通まちづくり活性化会議

4 内容

（1）会議の設立

規約が承認され、鳥取県東部地域交通まちづくり活性化会議が設立された。

（2）会長・副会長の選任

平井知事が会長、深澤市長が副会長に選任された。

（3）その他会議の進め方等について

・JR 西日本米子支社から「鳥取県内の交通分担率」「東部地域3線区の輸送密度（通学、通勤、定期別）」が提示され、鉄道だけでなく、バスやタクシーを含めた地域交通の課題も共有いただき、地域のまちづくりの観点から、持続可能な地域交通のあり方について、議論を進めていきたい意向が示された。

・平井知事（会長）から、データの分析や今後の振興策などの調査研究を行うことを鳥取県東部地域公共交通活性化協議会に指示した。

5 主な発言

（佐伯支社長）

まちづくりの観点から、地域交通のあり方について、鉄道、バス、タクシーの公共交通の機関分担率にも着目し、マイカーからの転用を促す取組などについても議論させていただきたい。ありがたい姿、方策など、目標感を持って議論させていただきたい。

（平井知事）

・国検討会（鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会）の提言では、事業者と自治体が地域交通活性化協議会やこのような会議を設置するのが原則としており、この会議は、全国の先回りをした形となった。協議会や会議の場を作ることができないところで、線区ごとに協議会を作る、そこだけが切り取って報道されており、誤解が生まれていると思う。

・関西での万博が開催されたときにパスを利用した周遊、北陸新幹線の敦賀開通に合わせた本県への旅の提案など前向きな考え方などいろいろと観点がある。

6 その他

東部地域公共交通活性化協議会でデータの分析や今後の振興策などの調査研究を行い、論点を整理する。

<参考>鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会の提言 概要 (抜粋)
(R4.7.25公表)

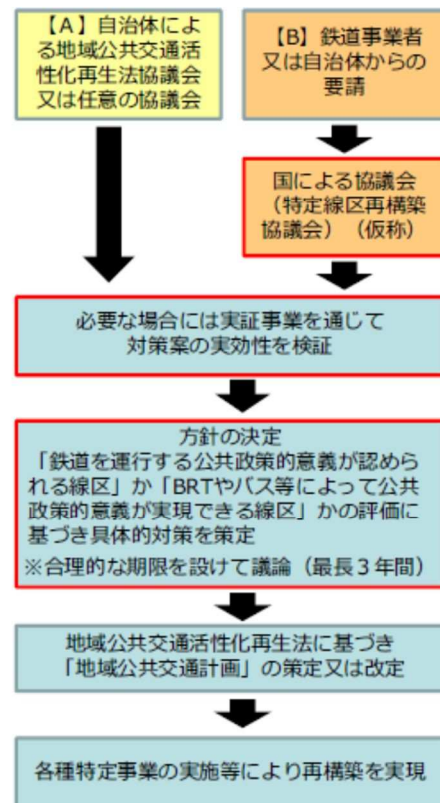
今後の方向性

- JR各社は、大臣指針を遵守し、「国鉄改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を踏まえて現に営業する路線の適切な維持に努める」ことが前提。特に特急・貨物列車の走行線区等、我が国の基幹的な鉄道ネットワークを形成する線区については、引き続きJR各社による維持を強く期待。
- 利用者が大幅に減少し、危機的状況にある線区については、鉄道事業者と沿線自治体は相互に協働して、地域住民の移動手段の確保や観光振興等の観点から、鉄道の地域における役割や公共政策的意義を再確認した上で、必要な対策に取り組むことが急務。
 - 国鉄再建時のように、輸送密度だけで判断せず、実証事業等から得られたファクトとデータを基に多面的に評価
 - 守るものは鉄道そのものではなく、地域の足であるとの認識のもと、廃止ありき、存続ありきという前提を置かず協議
- 国は、より厳しい状況にあり、広域的調整が必要な線区については、鉄道事業者・沿線自治体間の協議が円滑に進むよう、新たな協議の場を設置。
- 鉄道を維持する場合は、運賃・経費の適正化を行いつつ、必要な投資を行って鉄道の徹底的な活用と競争力の回復に努め、BRTやバスへ転換する場合には、鉄道と同等又はそれ以上の利便性と持続可能性を確保するなど、人口減少時代に相応しい、コンパクトでしなやかな地域公共交通に再構築。
- 関係者間の合意に基づき、JR各社はその実現に最大限協力。自治体も必要な関与を強め、国も頑張る地域を支援。

鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会の提言の概要②

線区の種類、協議入りの基準に係る基本的な考え方

- 我が国の基幹的な鉄道ネットワークを形成する線区（特急列車、貨物列車が走行等）については、引き続きJR各社による維持を強く期待。沿線自治体及びJRが協力して、協議会の開催等により線区の活性化に取り組む
- 危機的な状況のローカル線区については、沿線自治体（特に都道府県）が中心となり、法定協議会等を設け、利用者や地域戦略の視点に立ち、将来に向けた地域モビリティのあり方について関係者と検討を進めていくことが基本原則。国は、協議会の円滑な立ち上げ及び進行に積極的に協力【A】
- ただし、「基本原則」がうまく機能しない地域（線区）において、以下の①及び②の要件を満たす線区については、鉄道事業者又は自治体の要請を受け、国が特定線区再構築協議会（仮称）を設置し、廃止ありき、存続ありきという前提を置かず協議【B】
 - ① 利用者の著しい減少等を背景に、利便性及び持続可能性が損なわれており、対策を講じる必要がある（JR各社のローカル線区については輸送密度が1000人未満、かつピーク時の1時間当たり輸送人員500人未満を一つの目安としつつ、より厳しい状況にある線区から優先順位を付けながら総合的に判断）と認められること
 - ② 複数の経済圏・生活圏に跨る等の事情から、関係者の合意形成にあたって広域的な調整が必要（関係自治体及び鉄道事業者の意見を聞いて総合的に判断）と認められること



県内文化財の新規国登録について

令和4年8月19日
文化財課

令和4年7月22日（金）に開催された国の文化審議会（会長 さとうまこと 佐藤信 東京大学名誉教授）は、県内1カ所2件の建造物を国登録有形文化財として登録するよう文部科学大臣に答申しました。

記

1 建造物の新規国登録について

(1) 文化財の名称

あめのひなどりのみこと 天日名鳥命神社 本殿、幣拝殿 [鳥取市] 1カ所2件

(2) 文化財の特徴

所在地	特徴等	建設年代等
鳥取市 大畑	<p>本社は鹿野から鳥取へ向かう街道沿いに位置する。</p> <p>本殿は一間社流造（いっけんしゃながれづくり）、銅板葺で、床を高くし、四方に縁を廻す。幣拝殿は入母屋造（いりもやづくり）、棧瓦葺きで正面に破風（はふ）の向拝を設ける。</p> <p>本殿は全体的に装飾を控えながらも、彫刻部分には近代的な華やかさをみせるのに対し、幣拝殿は伝統的な装飾をみせる。</p> <p>神社に伝わる棟札から重要文化財石谷家住宅の副棟梁であった懸樋傳十郎（かけひでんじゅうろう）が棟梁をつとめて建てられたことがわかるほか、棟梁の家系（現（株）懸樋工務店）には当時の設計書や仕様書も残されている。</p>	大正2年建築

(3) 鳥取県の国登録文化財、国・県指定文化財総数（今回登録後・未告示含む）

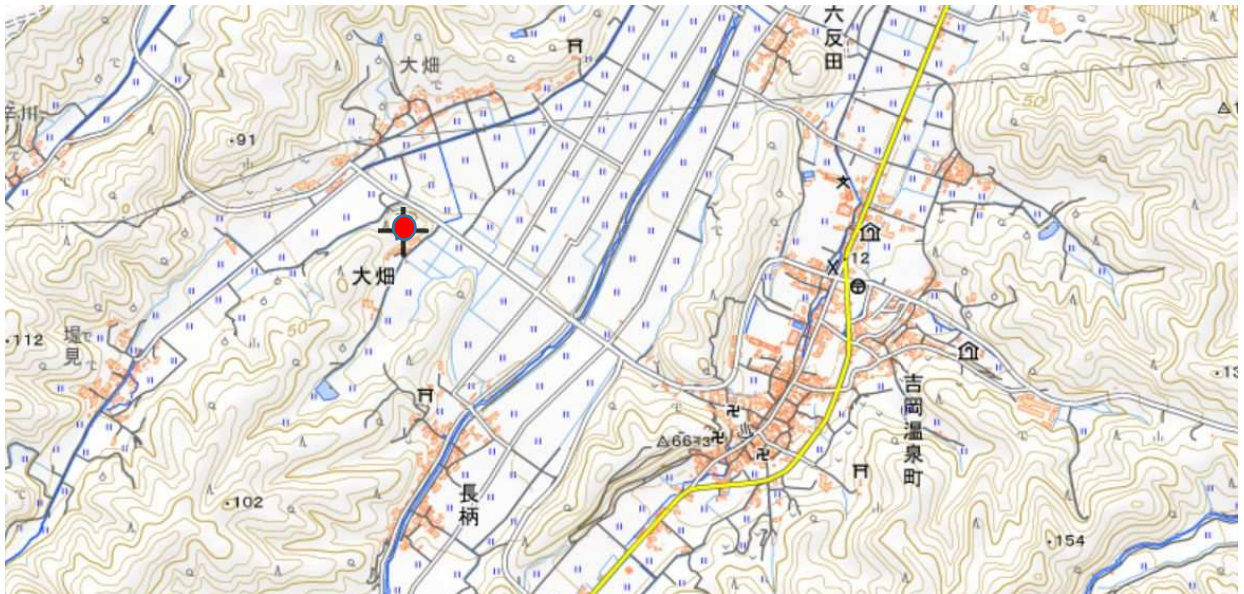
国登録文化財	国指定・選定文化財	県指定・選定文化財
(253)	(18)	(25) ※
259	126	319

() 内は建造物の数 ※「彫刻及び建造物」1件含む

(4) 今回答申が行われた全国の建造物の登録数

登録数	今回答申分		累計
	136件		
時代別登録件数	江戸以前	37件	2,419件
	明治	36件	4,267件
	大正	22件	2,748件
	昭和	41件	4,112件

【位置図】天日名鳥命神社（鳥取市大畑874）



【写真】

○本殿



外観



近代らしい華やかさを備えた彫刻

○幣拝殿



外観



内観

日本遺産（大山）の認定継続について

令和4年8月19日
とっとり弥生の王国推進課

平成28年度認定の「地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」（大山町、伯耆町、江府町、米子市）について日本遺産審査・評価委員会による審査が行われ、「認定継続」となりましたので報告します。

1 審査の概要

- ・日本遺産104地域中、平成28年度に認定を受けた19地域が日本遺産審査・評価委員会により審査され、重点支援地域3地域、認定継続13地域（大山含む）、再審査3地域という結果であった。

※審査の総括評価

○重点支援地域：インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域。先進モデルとして重点的に支援。

○認定地域：継続認定

○再審査地域：認定基準を満たしていないとされた地域、再審査の結果によっては認定取消。

※日本遺産審査・評価委員会：日本遺産認定地域の取組状況を審議するため、文化庁に設置された委員会。
文化庁長官が委嘱する有識者により構成される

2 大山町の審査結果と日本遺産審査・評価委員会による評価内容

(審査結果)

「認定継続」

(評価ポイント)

- ・構成4市町の基本的な連携及び取組が図られている点を評価。
- ・「日本遺産×アクティビティ」など新たな体験と地域の歴史を接続させようとしている取組を評価。

(課題)

- ・日本遺産ストーリーに焦点を当てた事業推進が必要。
取組に対する日本遺産の寄与度が不明確。各市町の長期戦略の中での日本遺産の位置づけが不十分。
- ・日本遺産を活用した集客・活性化
「大山周辺観光入込客数」について、災害及び新型コロナの影響以前も目標値に達していない。

3 今後の取り組み

- ・県は、今年度5月に立ち上げた、「とっとり日本遺産ネットワーク会議」（座長：鈴木観光交流局長）の活動を通じて、各認定地域同士が連携・情報共有しながら取組の高度化を図るとともに、観光振興・地域活性化の視点での日本遺産の活用を促していく。

※とっとり日本遺産ネットワーク会議の活動

- ・とっとり日本遺産ネットワーク会議：県内日本遺産認定4地域の連携・情報共有を促す目的で開催
(5月13日開催)

- ・とっとり日本遺産フォーラム：地域の方に日本遺産の魅力を知っていただくことを目的に、県内日本遺産を題材としたフォーラムを開催（年1回：令和3年度は6月25日（土）三朝町日本遺産をテーマに三朝町総合文化ホールにて開催、約200名聴講）

- ・とっとり日本遺産パネル巡回展：県内外に鳥取県の日本遺産の魅力を発信することを目的に開催（秋開始予定）
- ・とっとり日本遺産共通パンフレット：県内4地域の日本遺産を紹介するパンフレットを作成・配架（秋開始予定）

4 今後の審査予定（県内日本遺産）

2回目以降の審査は、1回目審査時に提出した地域活性化計画（3年間）終了時、3年毎に受けることとなる。

令和5年度「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」(鳥取市ほか県外47市町：1回目)

令和6年度「六根清浄と六感治癒の地～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉～」(三朝町：2回目)

令和7年度「日本海の風が生んだ絶景と秘境―幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」

(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県香美町、新温泉町：1回目)

「地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」（大山町、伯耆町、江府町、米子市：2回目）